

ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥の取扱い要綱

(目的)

第1条 本要綱は、改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に適合したディスポーザ排水処理システム（以下「当該システム」という。）から発生する汚泥（以下「ディスポーザ汚泥」という。）を北野衛生処理センター（以下「センター」という。）で受入れし、処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 当該システムの維持管理に責任を負うべき使用者又は占有者等をいう。
- (2) 清掃業者 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第59条の規定による許可を受けた者をいう。

(申請書の提出)

第3条 利用者は、ディスポーザ汚泥をセンターで処理する際には、ディスポーザ排水処理システム登録申請書（様式）を提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料等を添付しなければならない。

- (1) 設置場所案内図
- (2) 建物配置図
- (3) 当該システム設計図
- (4) 当該システム仕様書
- (5) 維持管理業務委託契約書
- (6) 維持管理体制表
- (7) 当該システム点検項目表

(センターへの汚泥搬入の制限)

第4条 センターの施設を損傷し、又は機能を阻害する恐れのある性状の汚泥又固形物は、搬入してはならない。

2 センターへの汚泥の搬入は、清掃業者によらなければならない。

(維持管理)

第5条 利用者は、当該システムが所定の性能を保持するよう専門の維持管理業者と契約し、維持管理に努めなければならない。

2 利用者は、当該システムに係る維持管理に関する資料を5年間保管しなければならない。

(利用者の承継)

第6条 利用者は、当該システムを有する物件(家屋等)の所有権の移転等(売買、賃借等)を行う場合は、その相手方に対し、物件(家屋等)の「重要事項説明書」宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条又はこれに代わるものに、次に掲げる事項を明記し、かつ、説明を行い、利用者としての義務の承継させなければならない。

(1)当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との契約が必要であること。

(2)今後他の利用者が変わったとしても承継するものであること。

(定めのない事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。